

「各種事務事業の取扱い」(その6)

08 契約分科会

| ページ | 事務事業 コード | 各種事務事業 | 分類 | 調整方針案 |
|-------|-------------|------------|--------|---|
| 20・21 | 010101 | 建設工事の発注基準等 | 合併後に統一 | 長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年程度は現行どおりとする。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 8日

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|--|---|--|---|--|---|--|
| 08 契約 | | 01 入札契約検査制度 | | 01 入札契約 | | 01 建設工事の発注基準等 | |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | | |
| <p>1 格付け 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査を行い、「級別格付け表」(別表1)により格付けをする。 (1) 工事の種類 土木一式、建築一式、舗装工事、電気工事、管工事 (2) 審査項目 ・客観的事項 経営規模、経営状況、技術力、社会性等その他の項目(建設業法の規定による経営事項審査項目) (3) 審査規程 長岡市建設工事入札参加資格審査規程</p> <p>2 発注の基準 「発注標準表」(別表2)により、格付けされた級別に工事等の競争入札に参加できる限度額、指名者数が決まる。</p> | | <p>1 格付け 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査を行い、「級別格付け表」(別表1)により格付けをする。 (1) 工事の種類 土木一式、建築一式、舗装工事、電気工事、管工事 (2) 審査項目 ・客観的事項 経営規模、経営状況、技術力、社会性等その他の項目(建設業法の規定による経営事項審査項目) (3) 審査規程 中之島町建設工事入札参加資格審査規程</p> <p>2 発注の基準 「発注標準表」(別表2)により、格付けされた級別に工事等の競争入札に参加できる限度額、指名者数が決まる。</p> | | <p>1 格付け 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査を行い、「級別格付け表」(別表1)により格付けをする。 (1) 工事の種類 土木一式、建築一式、舗装工事、電気工事、管工事 (2) 審査項目 ・客観的事項 経営規模、経営状況、技術力、社会性等その他の項目(建設業法の規定による経営事項審査項目) (3) 審査規程 越路町建設工事入札参加資格審査規程</p> <p>2 発注の基準 「発注標準表」(別表2)により、格付けされた級別に工事等の競争入札に参加できる限度額、指名者数が決まる。</p> | | | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| <p>1 格付け 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査を行い、「級別格付け表」(別表1)により格付けをする。 (1) 工事の種類 土木一式、建築一式、舗装工事、電気工事、管工事 (2) 審査項目 ・客観的事項 経営規模、経営状況、技術力、社会性等その他の項目(建設業法の規定による経営事項審査項目) (3) 審査規程 三島町建設工事入札参加資格審査規程</p> <p>2 発注の基準 「発注標準表」(別表2)により、格付けされた級別に工事等の競争入札に参加できる限度額、指名者数が決まる。</p> | | <p>1 格付け 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査を行い、「級別格付け表」(別表1)により格付けをする。 (1) 工事の種類 土木一式、建築一式、舗装工事、電気工事、管工事 (2) 審査項目 ・客観的事項 経営規模、経営状況、技術力、社会性等その他の項目(建設業法の規定による経営事項審査項目) (3) 審査規程 山古志村建設工事入札参加資格審査規程</p> <p>2 発注の基準 「発注標準表」(別表2)により、格付けされた級別に工事等の競争入札に参加できる限度額、指名者数が決まる。</p> | | <p>1 格付け 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査を行い、「級別格付け表」(別表1)により格付けをする。 (1) 工事の種類 土木一式、建築一式、舗装工事、電気工事、管工事 (2) 審査項目 ・客観的事項 経営規模、経営状況、技術力、社会性等その他の項目(建設業法の規定による経営事項審査項目) ・主観的事項 県優良工事受賞業者に加点(5/100) (3) 審査規程 小国町建設工事入札参加資格審査規程</p> <p>2 発注の基準 「発注標準表」(別表2)により、格付けされた級別に工事等の競争入札に参加できる限度額、指名者数が決まる。</p> | | <p>・級別格付けと発注標準が、市町村により異なる。</p> | |
| | | | | | | 調整方針案 | |
| | | | | | | 長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年程度は現行どおりとする。 | |

